

# 株式会社S I Cシステム 一般事業主行動計画

## 【女性活躍推進法・次世代育成支援法 一体型】

女性が活躍できる雇用環境の整備、並びに、男女従業員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての従業員が職場で十分に能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：採用者に占める女性の割合を1/3以上とする。

<実施時期・取組み内容>

- ・令和4年 4月～ 女子学生の応募を増やすため、ホームページの採用ページの内容を見直し、改定する。
- ・令和4年 10月～ 女子学生を対象とした会社説明会を実施する。
- ・令和5年 3月～ 女性の採用拡大に向けた、インターンシップを実施する。
- ・令和5年 4月～ 出産や育児を理由に退職した社員に対する再雇用制度を導入する。

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<実施時期・取組み内容>

- ・令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・令和4年 10月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に4回行う
- ・令和5年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- ・令和5年 10月～ 社内報などでキャンペーンを行う